

ID: 159

担当部署: 産業観光課

処分の概要	指定の取消し等
例 規 名根 拠条項	聖籠町農産物加工センター条例 第9条第1項
例規番号	平成21年 条例第28号

## 【根拠条文】

(指定の取消し等)

第九条 町長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき 事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定 を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

## 【基準】

根拠条文に同じ。

備考

**設 定 年 月 日** 平成 22 年 4 月 1 日 **最終変更年月日** 年 月 日